

告 示

埼玉県告示第八百六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

三級基準点測量

三 作業地域

さいたま市緑区大字大崎地内

四 作業期間

令和六年五月二十八日から令和七年三月十四日まで